

【別紙】 地域密着型特別養護老人ホームケアセンター成瀬・暖家 非常用自家発電設備設置工事 仕様書

1. 工事名

地域密着型特別養護老人ホームケアセンター成瀬・暖家 非常用自家発電設備設置工事

2. 工事場所

東京都町田市成瀬台3丁目24番地1

3. 工事概要

次の(1)に定める機器を搬入し、据付及び、配管・配線等の接続、調整を行い、停電時に電力供給が可能となる状態とする。発電機の燃料は LP ガスによるものとし、関連するガス工事を行う。発電機のガス設備の設置に併せて、必要となる消化器の設置、及び消防署への申請を行う。工事完了後、メンテナンスを行える体制を確保し、メーカー等から部品調達、修理が行えるものとする。

なお、電気の供給は、地域密着型特別養護老人ホームケアセンター成瀬・暖家のある2階フロアにのみ電気供給を行う発電機を設置すること。

(1) 設置機器・数量、各工事仕様

主な機器の仕様については、次のとおりとする。また、発電機設置にかかる各工事の仕様は、次に挙げるとおりとする。

品名	数量	基本仕様
発電機	2式	発電容量3kVA 以下 燃料は LP ガスであること 72時間以上の電力供給が可能であること 全自動定置型であること
発電機据付工事	1式	基礎工事、搬入・据付工事を行う 設置位置:施設駐車場内地上(2台)
電気工事	1式	幹線設備工事を行う 電灯コンセント工事を行う 既存照明の切替工事
LP ガス工事	1式	ガス機器設置工事、配管工事、基礎工事等、発電機稼働に必要となるガス工事を行う
その他	1式	発電機ガス設備の設置により必要となる消火器等の設置、および消防署への申請を行う 設置する発電機等については、十分な耐震性を有すること 電気の供給は、地域密着型特別養護老人ホームケアセンター成瀬・暖家のある2階フロアにのみに電気供給を行う発電機を設置すること

(2) 設置位置

東京都町田市成瀬台3-24-1 ケアセンター成瀬1階外駐車場内。また、必要に応じて事前連絡の上、現場の確認ができるものとする。

(3) その他工事

本工事に伴うすべて(既存設置機器の撤去および廃棄、機器の設置・運用に必要な接続配管・コー

ド類、機器の搬入、据付、調整等、機器の設置・設定に係る必要なすべての部材、作業および手続き等に必要な機材)の関連工事一式を行うものとする。

(4) 動作確認

各設置機器の正常な動作の確認をすること。

(5) 保証および保守管理体制について

保証期間は、工事完了検収後1年間とし、機器が正常に動作するように無償で点検、修理、調整作業を実施すること。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。

また、メーカー及び納入業者の責任に属する破損、汚損、その他不良個所が生じた場合は、速やかに無料で修理、または交換するものとする。

4. 安全対策

(1) 施行管理体制

本工事施行に際して事前に、施設担当者と立入区域、施工期間、施工内容、緊急時の連絡体制を協議すること。

(2) 緊急時の連絡と対処

事故発生等の緊急事態が発生した場合には、応急処置を実施するとともに予め施設担当者が指示した連絡先に速やかに連絡すること。また、事故等の内容を記載した報告書を施設担当者に報告するとともに苦情、事故等の処理は請負業者が責任をもって対処することとする。

(3) 正面玄関付近については、業務用車両、利用者、来客、職員の往来が多いため、人員を配置し、工事車両通行等の際の安全体制を整えること。

5. 工程上の制限・注意事項

(1) 工事等においては、事前に施設担当者もしくは施設管理者と協議の上、日程及び作業時間を調整し、施設の運営に支障をきたさないよう配慮すること。また、停電が必要な場合は、停電時間が最低限となるように設定すること。

(2) 工事中は、施設利用者の安全対策及び既存建物等に損傷を与えないよう、充分配慮して作業を行うこと。

(3) 業務に影響が出るような作業(騒音等)については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。

(4) 設置場所については、施設担当者と協議し、承認を受け設置すること。特殊搬入が生じる場合には、別途協議をすること。

(5) 施設入り口は、高さ制限あるため(約2メートル80センチ)、車両等の出入りには留意すること。

(6) 物品納入時については、以下の通りとする。

- ・納入にあたっては、納入場所の職員の指示に従うこと。

- ・壁面、床、ガラス及びその他設備を破損することのないよう十分配慮するとともに、万一破損した場合は、納入業者が負担し、現状に復旧すること。

- ・納入時、不要になった梱包材等は、納入業者が持ち帰ること。

(7) 設置作業が完了した後は、施設担当者との設置場所の確認を実施し、取扱説明をおこなうこと。

(8) 設置工事に際しては、工事着工前と工事着工後の写真を撮っておき、工事完了後提出すること。

以上